

第486回（定例）福崎町議会会議録

令和元年9月26日（木）
午前9時30分 開 会

1. 令和元年9月26日、第486回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	河 嶋 重一郎	8番	竹 本 繁 夫
2番	松 岡 秀 人	9番	柴 田 幹 夫
3番	三 輪 一 朝	10番	富 田 昭 市
4番	山 口 純	11番	高 井 國 年
5番	小 林 博	12番	城 谷 英 之
6番	石 野 光 市		
7番	木 村 いづみ	14番	北 山 孝 彦

1. 欠席議員（1名）

13番 前 川 裕 量

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 寄 十 郎	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	吉 栖 雅 人	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ くり 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しております。
なお、本日の会議に前川議員から欠席届が出ておりますので、報告しておきます。
それでは、これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長 日程第1は、一般質問であります。
それでは、通告順に発言を許可いたします。
5番目の質問者は、柴田幹夫議員であります。
質問の項目は
1、高齢者運転免許返納について
2、庁舎エレベーター設置について
3、神崎橋南の市川右岸河川敷の建物撤去について
以上、柴田議員。

柴田幹夫議員 皆さん、おはようございます。議席番号9番、柴田幹夫でございます。議長の許可を得まして、通告に従い、質問させていただきます。

まず最初に、このたびの台風15号による被害を受けられた千葉県の皆様に心からお見舞いの言葉を申し上げます。

そして、自分のことですが、最近、体調の変化を感じております。特に声が出なくなるような感じで、言葉も出なくなっているように思っております。聞き取りにくい点があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、最初の質問に入ります。

最初の質問は、特に私自身、一番身近なことなので取り上げました。高齢者運転の痛ましい事故のニュースを見ますと、人ごとのように思いません。私自身も運転免許返納をする時期を考えております。この質問につきまして、福崎署へ行って少し勉強させていただきました。県内65歳以上の免許保有者数は76万1,000人で、全体の22%だそうでございます。福崎署内の3町村の65歳以上の免許保有者数は9,000人だそうでございます。福崎署内の高齢者運転免許自主返納者は、郡内で年間約100人ほどあるようでございます。

お尋ねします。福崎町内の返納者の人数とか、推進されているようでしたら、あれば聞かせてください。

健康福祉課長 福崎町内の返納者の数でございますが、令和元年度で申し上げますと、4月から8月末までの数値でございますが、返納者は48人、月にしまして9.6人となっております。平成30年度におきましては73人、こちらは月にしまして6.1人という状況となっております。

柴田幹夫議員 いろいろ個人差がありますので、勧めるというようなことはなかなかできないと思いますけれども、そういうふうな活動というんですか、役場としてはしておられないんですか。そういうような運動というんですか。

住民生活課長 特に目立ってということではございませんけれども、年に4回、大きな交通安全運動週間等もございますので、そういったときには、特に高齢者のドライバーへの啓発というところも行っておりますので、そういった中でも、そういう自主返納というようなところは啓発をしておるようなところではございます。

柴田幹夫議員 ありがとうございます。返納することによって、今まで思ったときに行動できていたのがしにくくなるので、返納をためらう一番の原因ではないかと思うんです。町内には巡回バスやら、ふくふくまるですか、家族の応援も必要でございますが、上手に利用すればよいと思います。巡回バスとか、ふくふくまるの利用状況がわかればお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長 サルビア号についてでございますが、平成30年度におきましては、293日

運行いたしまして、年間で1万8,549人、日平均にしまして63.3人の方にご利用いただいております。7月から9月にかけては、猛暑や悪天候が多かったために、平成29年度の年間1万9,244人からしますと、695人の減少となっております。ご了承ください。

地域振興課長 福崎町では、買い物困難者対策として商工会が実施する移動スーパーふくふくまるの運行社会実験を支援しております。平成30年10月から運行しております。平成30年度は6カ月間で113日、5,751人の方に、また、令和元年度は8月末までの5カ月間で107日、5,206人の方に利用いただいております。平均いたしますと、1日当たり約50人の方に利用いただいております。

柴田幹夫議員 ありがとうございます。高齢者運転免許自主返納をするとサポーター制度があるようでございまして、利用すれば広範囲の行動ができ、バスとかタクシー、そんなの割引があるのがありがたいなと思って、警察で聞きました。高齢者の1人でも多くの自主返納につながればいいのではないかと願って、1番目の質問を終わります。

続きます。庁舎の件ですが、築何年になるんですか。お聞きしたいと思いません。

総務課長 昭和50年3月に建ちましたので、44年が今経過しているというところでございます。

柴田幹夫議員 普通の民家でも20年ぐらい経てば、屋根が傷んだり水が漏れたりする、割と修理をしたり改装せいかんことが多い経験があるんですけども、庁舎としてはどのような状態でございますか、今現在。

総務課長 庁舎は、ご存じのように、平成26年度に耐震の工事を実施しております。建て替えというような話もございましたが、耐震工事であると数十年はこの施設で行こうというような方向で今進めているところでございます。

柴田幹夫議員 ところで、私思うんですが、44年前やったらこれでよかったんかもしれませんが、この庁舎にエレベーターがないというのは、何でできなかったのと思うんですけども、そんなことはわかりませんか。

総務課長 昭和50年当初ということで、国の福祉のまちづくりというんですかね、県がそういった条例をつくっておるんですが、そういったバリアフリーっていう考えが50年ごろではあんまり浸透していなかったという形で、こういう施設になったかというふうには思います。

柴田幹夫議員 エレベーターをできたらしてほしいと、私もいろいろと病氣しますと、ちょっと荷物持って上がると大変なところがあるんですけども、そういう考えはないんですか。町長、お聞きします。

町長 庁舎のエレベーターの設置ということなんですけれども、この件については大きな課題だというふうに認識をしております。今課長が申しましたように、平成26年度に耐震工事をやっております。そうした影響があるのかないのかというようなこともちょっと調べてみないとわからないというところもあるかと思っておりますので、そういったところの調査ということも含めて、今後考えていけたらなというふうに思っております。

柴田幹夫議員 ありがとうございます。何とかつけてほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きます。神崎橋南の右岸の件ですが、建物の撤去は大分進んでいるんですけども、今ある建物の撤去交渉というのはいかなるような形になっておりますか。お聞きしたいと思いません。

まちづくり課長 該当箇所ですが、議員ご存じのとおり、この該当箇所につきましては、平成29年2月に大きな進展がございました。天満神社東におきまして合意が得られました6名が所有されていた建物、13棟なんですけど、この13棟につきまして、地元・県・町の3者協力のもとに建物を撤去いたし、その後、環境美化作業を実施させていただいております。その後は年に一度ではございますが、同じく地元・県・町が協力いたしまして、河川の美化作業も実施させていただいているところでございます。

ご質問の現在の状況でございますが、現時点での不法占用となっております建物については5棟ございます。対象者は同じく5名おられるわけでございますが、そのうち2名の方につきましては、県に対し、建物の放棄に対して承諾をいただいている形となっております。残る3名の方につきましては、現在、県の担当のほうで交渉というか、面談をされておまして、その面談も今年は、6月、7月、8月、9月とそれぞれ面談をさせていただいております。面談の内容につきましては、相手方もおられることなので、ここでの報告は控えさせていただきますが、現在の状況はそのようになってございます。

柴田幹夫議員 今、ああいう形で残っているということは、いろいろと難しいところがあるんだと思うんですけども、福崎のリバーサイドの一番大事なところだと思います、あの場所は。福崎にとっても、そして新町の区民も、あそこが安全で自由に楽しく通れるようなリバーサイドにさせていただきたいということを区民全員が願っておるわけでございます。何とかその辺のところを酌んでいただいて、早急にまとめてほしいなと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 以上で、柴田幹夫議員の一般質問を終わります。

次、6番目の質問者は、石野光市議員であります。

質問の項目は

- 1、消費税について
- 2、選挙公報について
- 3、医療往診について
- 4、健康増進法における受動喫煙防止対策について

以上、石野議員。

石野光市議員 議長の許可を得て、通告書に基づいて、一般質問をさせていただきます。議席番号6番、石野光市であります。

第1の項目は、消費税についてであります。

消費税は、1989年、平成1年4月に税率3%で導入され、1997年4月に5%に、2014年4月に8%に税率引き上げが行われました。1990年代当時から90年代不況という言葉で表現される経済の停滞が後に失われた20年、さらに失われた30年というように、結果的に平成の30年間の全体として、消費税導入以前の経済の活力を回復する有利な対策が講じられてこなかったとする分析が識者の間で多く見られることとなっております。

その識者の分析はさまざまですが、経済の明るい兆候が見られ始める時期に消費税の増税が繰り返し行われて、景気の本格的な回復を阻害してきたと見る説は極めて有力と考えます。政府がこの間、景気回復に有効な手を打たず、マイナスにつながる施策を行ってきたと見る識者も多数あるようであります。景気自然回復力とも言える現象を政府の施策の恩恵であるかのように言うのは不適切との見解も識者から表明されてきたところであります。

ともかく、2015年10月に10%への増税が決まっていたが、2014年

11月にこれを2017年4月に延期すると安倍首相が表明、2016年6月にはさらに2019年10月に同じく安倍首相が延期を表明し、今回これが実行されようとしています。過去の2回の増税見送り時よりも現下の経済状況は見通しとともにさらによくないと言われていました。

当町では、企業会計の水道農集排、下水道関係について、10月からの税率改正に合わせて税率引き上げをさきの6月定例会で議決しておりますが、それ以外の消費税に係る使用料等への条例案を次の12月定例会に提案し、来年4月から施行予定との表明が今議会でありました。住宅使用料は非課税ですが、駐車場使用料金は課税対象とのことであり、社会教育施設等についての検討もこれから本格的に行われるということでもあります。町あっせんのごみ袋なども含め、基本的な当局のこの問題への考え方をお示してください。

副町長 消費増税への対応方針ということで答弁をさせていただきます。

各施設の使用料等につきましては、当町では、平成元年の消費税導入時、そして平成26年の8%への引き上げ時に条例改正を行いまして、消費税を転嫁した使用料等としております。また、総務省からの通知におきましては、消費税率の引き上げに伴うこれらの公の施設の使用料、利用料金等の対応として、消費税が消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、所要の措置を講ずることとされているところでございます。消費税率10%への引き上げに伴う対応につきましては、これらを踏まえまして、令和2年4月からの改正に向けて準備を進めているところでございます。

なお、ご質問にございました町あっせんのごみ袋につきましては、その製造及び販売を商工会に委託しているものでございます。したがいまして、関係法令等の規定によりまして、10月1日から消費税10%が転嫁されるということになると考えております。

石野光市議員 町指定ごみ袋については、町あっせんでの販売と町内の各商店での販売があつて、それぞれ商工会が担当されていくということで、しかし、町指定という性格で、町には一定の協議というのか、そういうのはないのでしょうか。

住民生活課長 これにつきましては、商工会のほうとも話をしておるところではございます。

石野光市議員 生活に欠かせない分野でありますので、なるべく価格の高騰というのでしょうか、上昇につながらないように、最低限に抑えられるように強く求めておきたいというふうに思います。

さまざまな使用料金・手数料等、幅広い分野で消費税にかかわるそうした使用料・手数料があると思えますけれども、極力上昇幅が小さくなることを願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

第2の項目は、選挙公報についてであります。

兵庫県は県のホームページで、選挙期間中は、国政選挙、県知事、県議選について、それぞれの選挙区をまとめて、それぞれ見られるようにしていること、また、選挙後も過去のこれらの選挙公報について、選挙データ集として公開されていることは評価できることだと考えております。

選挙期間中の選挙公報の配布について、以前は区長配布の形がとられておりましたが、期日前投票の増加傾向も踏まえ、近年では新聞折り込みが採用されているようであります。一方で、新聞購読者の減少も続いているようであります。県のホームページで見ることができるとの周知や、希望する人への役場での手渡しなどについての検討はいかがでしょうか。

総務課長 立候補した、そういったものを掲示する選挙公報ですね、この選挙公報につ

いては、公職選挙法によりまして、国政選挙、県知事選挙は選挙公報を行い、選挙期日の2日前までに市町村選挙管理委員会を通じて配布しなければならないというふうにされております。現在は新聞折り込みで各戸に配布しておりますが、これは毎年3月、今回でしたら、3月末で新聞折り込みの数と自治会の加入の世帯を比べますと、まだ今でも新聞折り込みの世帯のほうが多いということで、新聞折り込みを使っておるところでございます。公報が県から届き次第、期日前投票所の入り口には常備して、来ていただく方には見ていただけるような形をとっております。

また、県のホームページで選挙公報が見られることを周知するという事は、今後、広報等で検討はいたしますが、この周知の方法については、町広報の原稿の締め切り等もございます。それまでに掲載日とか、ホームページのアドレスがわからない場合もあることもございますので、こういったことも含めまして、ほかの手段も含めて考えていきたいというふうには思います。

石野光市議員 役場に来れば受け取ることができる、町広報が届いておれば受け取ることができるということでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

総務課長 各戸配布のほか、町にも部数置いておりますので、来ていただいたら、いつでもお渡しできるような体制はとっております。

石野光市議員 他市町のホームページなどでは、選挙期間中に県でのホームページが見られるように、選挙公報が見られるようになった段階で、町のホームページの上で最新のニュースというのか、そういうトピックスというのか、こちらで見ることができますという形で、町のホームページを経由して、県の掲載しているホームページのところへ行けるという形をとっているという例があるようであります。そうした方向も検討いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 それは簡単にできると思いますので、検討はさせていただきたいと思います。

石野光市議員 投票率の年々低下傾向が全国的に見られ、当町でも同じような傾向があるという中で、18歳選挙権も始まってもう数年経っておりますけれども、一層多くの住民の方に選挙の大切さ、また選択の上での資料として、こうしたものがきちんと広く見られるように、一層のご精励を求めておきたいと思います。

第3の項目は、医療往診についてであります。

近年、往診をしてもらえる医師の減少が言われ、高齢者など車の運転を控えたり、免許返納者が増加するもとの、適切な医療機関を電話相談で紹介する窓口があるようですが、こうした往診を希望する人への紹介はできていますでしょうか。町内で往診してもらえる医師はあるのか、近隣でも可能な医師、医院などはあるのでしょうか。なければ、その確保のための手だてや、希望する高齢者を巡回して診察することなどについてはいかがでしょうか。

健康福祉課長 現在、町内には16カ所の医科診療所がございます。うち緊急時に自宅へ往診を行われておりますのは4カ所でございます。ただし、いつでも往診できるわけではなく、また、訪問先はかかりつけの患者宅のみで、病状などを聞き取った上で必要に応じて往診をされております。

現在、往診の紹介は行っておりませんが、日ごろから患者の体調をよく知られた急な変化を相談できるかかりつけ医、これを持つことが重要と考えておりまして、お勧めをしておるところでございます。

それから、巡回というお話がありましたが、高齢者を巡回しまして診察するということでは、医師が診療計画を立てて、患者さんの同意のもと、定期的に訪問し、検査や投薬、それから、緩和ケアを行う訪問診療という制度がございます。現在は町内2カ所と、それから、神河町、加西市の医療機関が福崎町内も

実施エリアとされております。こちらにつきましても、さらに周知を図ってまいりたいと考えております。

石野光市議員 若い人も含めて、体調の悪いときは車の運転を控えるほうが良いと、事故防止のために運転を控えるべきであるということもよく言われております。そうしたときに、自力で医療機関へ受診に行けないというときに、程度に応じて、救急車対応ではなく、往診をしてもらうほうが望ましいという例もやはりあるとは思いますが。国もかかりつけ医を持ってもらいたいということを奨励しているようでありまして。そうした点で、往診については、診察をしたことのない患者については医師の方もちゅうちょがあるというのか、診察をしたことのある患者さんのほうが望ましいというのは当然であろうとは思いますが。そうした点で、こうしたことについて、広く紹介なり周知を図っていただけたらというふうに思います。

第4の項目は、健康増進法における受動喫煙防止対策についてであります。

2020年4月から健康増進法、県条例の受動喫煙の防止等に関する条例とともに全部実施、今年7月1日から一部実施もあるようであります。幼稚園、保育所、小・中・高校などは敷地内、建物内の全てを禁煙、病院、診療所、官公庁の庁舎、児童福祉施設などは建物内の全てを禁煙とする規定も今年7月1日からスタートしているようであります。これらのうち、町が関係する機関、関係者への周知、実施の状況についてはいかがでしょうか。

健康福祉課長 国の改正健康増進法の施行を受けまして、兵庫県の受動喫煙防止条例も一部改正が行われたところがございます。役場庁舎及びサルビア会館、それから、保健センターにつきましては7月1日から、体育館、文化センター、エルデホールなどは令和2年4月1日から、建物内及び敷地内の全てが禁煙となりまして、対象建物によりましては喫煙場所の規制内容、こちらが変わっております。町施設につきましては、この旨、関係課から周知し、対応を行っておるところでございます。県関連施設や民間施設につきましては、それぞれの施行日に合わせまして、県から関連団体を通じて周知がなされております。町としましては、県と協力して、イベント時や広報等での啓発、これを推進するとともに、要望に応じまして禁煙区域等、これ4種類の種類がございますが、こちらの表示シールの配布を行っておるところでございます。

石野光市議員 禁煙は愛と日本医師会のホームページにあります。その精神でこの問題を取り上げております。たばこを吸った室内では、壁・天井などにたばこの煙の有害成分が付着し、長期にわたり発散するとの指摘も聞きます。副流煙が喫煙者の吸う主流煙よりも数倍も有害成分を含んでいることは以前から指摘されてきました。自動車内のそういう狭い密室で喫煙するということは、喫煙者にも同乗者にも大変有害であることは明らかであります。喫煙により味覚が阻害されることなどからも、食育のテーマ・課題としてアピールしている自治体もあるようであります。喫煙者の減少を目指す取り組みとしても、食育の課題とすることについての当局の考え方はいかがでしょうか。

健康福祉課長 禁煙指導、これにつきましては、食育と健康づくりを一体的に推進していくために策定いたしました第2次食育推進・健康増進計画、こちらの中で健康増進計画の5つの柱のうちの1つに掲げまして、喫煙者を減らすや、受動喫煙の機会を減らすことを目標値に掲げて取り組んでおるところでございます。令和2年度につきましては、この計画の最終年度となつてございまして、住民アンケートで評価を行いますが、その結果や、この条例改正の趣旨を踏まえまして、令和3年度からの新たな第3次計画では、がん予防や生活習慣病予防、これに

主眼を置きつつも、食育から禁煙の取り組みを新たな視点として加えさせていただきまして、計画に盛り込み、さらに取り組んでいきたいと考えております。

石野光市議員 喫煙の中の有害成分として、ニコチン、タール、一酸化炭素ということが広く言われております。3大有害成分、それ以外にも多くの有害な成分を含んでいると。特に近年、加熱式たばこ、電子たばこも含めて、改めて問題視されているようであります。一般の今までの葉たばこ紙巻きたばこ新しく出てきた加熱式たばこ、電子たばこについても有害性が広く指摘されております。今までになかった形でのたばこの吸収の仕方であるというふうなこと、ニコチンの依存症というふうな問題について何ら変わらないというふうなこととか言われているようであります。たばこの問題について、個人の嗜好の問題であるという認識は今日間違っているというふうに言っても過言ではないというふうになっております。就職や結婚、交友関係においてもマイナス要因として広く認識されているようであります。

9月は厚生労働省が健康増進月間と定め、今年度も昨年度同様、「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後に薬」を統一標語として取り組まれていること、5月31日は世界禁煙デーとして、これも厚生労働省が1週間程度全国的に普及活動と呼びかけていることなどを踏まえ、当町でも、小中学生から成人を含めて禁煙教育がさらに進められるべきと考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 議員おっしゃいますように、健康づくりの要素といたしまして、運動や食事と同じように禁煙の重要性が言われるようになっておりまして、近年、喫煙率はほとんどの世代で減少傾向にありますますが、まだまだ国の目標となる12%には至っておりません。

禁煙教育につきましては、特に小・中・高校生など喫煙前の子どもたちへの教育は重要であると考えておりますので、中播磨健康福祉事務所と今後の取り組みでさらなる連携を図るとともに、子どもたちにかかわることの多い食育事業におきましても、禁煙や受動喫煙防止、これをテーマとして取り上げまして、子どもから家族へ、地域へと広がっていくような取り組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

石野光市議員 よく知られているとおり、習慣性というのか、ニコチン依存症という同じような意味合いであります。一回習慣になるとなかなかやめにくいという性質があります。最初からたばこにかかわらないということが最も大切であろうというふうに思います。周囲の人のためでもあり、もちろん本人のためでもあるということが広く周知されて、特に出産というふうな関係で女性の喫煙については、ほんとに世界の水準から見ても、日本全体として、たばこの問題について遅れているということも言われております。取り組みについての考え方を一層、そうしたことも踏まえて積極的に進めていただけたらというふうに願う次第であります。標語の募集でありますとか、ポスターの募集というふうな具体的な取り組みなどについてはいかがでしょうか。

健康福祉課長 議員おっしゃいますような標語とかポスター、そういうものの公募といいますか、そこまでは現在のところやっております。ただ、先ほどおっしゃいましたように、子ども、それから妊婦、こちらに多大な悪影響を及ぼすということは承知しております。それを踏まえまして、母子手帳、こちらの交付時には胎児への影響、それから、特定保健指導におきましては生活習慣病、これを悪化させることなどにつきまして、機会を捉えて、健康被害、あるいは受動喫煙の被害などを伝えている状況でございます。

石野光市議員 国際的に日本は立ち遅れているということが、このたばこの問題について言わ

れているということを今申し上げたところであります。国でも、2020年オリンピックイヤーを1つの節目として、さらに推進していくということを表明しているようであります。当町においても、一層こうした問題について、広く住民の皆さんに関心が高まって効果が行き渡るよう、ご精励を求めて、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。
次、7番目の質問者は、小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、太陽光発電について
- 2、鳥獣被害対策について
- 3、社会教育施設の充実について
- 4、防災対策について
- 5、駅前周辺整備後の課題と取組みについて

以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。まず、太陽光発電について、このところ、1年間、同じ課題をお伺いしております。もとより、太陽光発電は推進すべきであり、自然エネルギーは重要と考えております。しかし、防災や生活環境を守らなければならないというのも、これもまた重要な課題ではないかと思うのであります。そんな立場からの質問でありますので、よろしく願いいたします。

さて、太陽光発電については、いろいろ疑問があるということで質問も受けるわけであります。まず、太陽光発電というものの設備の構造や使われている材料、その耐用年数と処理方法はどのようになっておるのか、お伺いいたします。

まちづくり課長 太陽光発電の施設の仕組みについてご説明させていただきます。皆さんご存じのとおり、太陽光パネルにつきましては、一般的には、整地を行いましたところに基礎等で固定されました架台を組みまして、その上に発電用のパネルを設置、電気のケーブルにより送電されていることとなっております。

聞き取りなどを行いまして確認させていただきましたところ、この太陽光発電に使用する機材につきましては、架台などの鉄類、それから、パネルなどはガラス製だと、あとは電気を送電するためのケーブル等々だとお聞きしております。

ご質問ありました耐用年数でございますが、一般的には20年から30年というふうに言われております。ただ、現在は100年を超えるような寿命の製品も開発されているようでございます。

この処理方法でございますが、一般的にその耐用年数、寿命が来た場合や、また、何かのぐあいによる破損などにより使用ができなくなった場合には廃棄となるんですが、その資材の種類、また用途などによりまして、場外へ搬出の上、廃棄物としての投棄処理や、あとリサイクルによる再利用となっているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

小林 博議員 どこでもそういう設備が行われる場合、会社が倒産したときとか、あるいは耐用が終わったときのその処理方法の心配がされております。大規模になればなるほどそのようであります。そうして、この発電システムにシリコンを使うものが一番多いというふうにはされてはおります。同時に、また別の方式でセレンやカドミウムやその他有害な重金属の使用を行った化学発電方式等もあり、また新しい方式も開発をされておるといふふう言われております。

したがって、シリコンや、あるいはセレンやカドミウム、そのほか有害重金属

物がどのように処理をされるか。もしほったらかしにされるとなると、大規模なものほど全国の山や田んぼ等にそれが放置されるという、そんな心配をされておるわけでありますのでお聞きをいたしております。改めて、そうしたものが使われておるということについての認識についてお尋ねいたします。

まちづくり課長 議員ご指摘のとおり、この太陽光パネルにつきましては、一部有害物質、鉛でありますとか、今おっしゃられましたセレンなどを使用しているものもございます。これにつきましては、この4月からでございますが、10キロワット以上の発電設備の廃棄用費用につきましては、以前まではその費用を、5%と言われているんですが、積み立てることは努力義務となっておりました。ただ、昨年4月からでございますが、これが義務化されております。ただ、その積立額、一般的に5%と言われているんですが、その額や時期、いつ積み立てるのかという時期につきましては、事業者の判断に委ねられておりますので、その費用の確実な積み立てがなされるよう、町としても事業者に対して指導をしていきたいと思っておりますし、国などの、自然エネルギー庁などの提言でも、今後、そういったことをもう少し具体的にするようなガイドラインなどが検討されているところでございます。

小林 博議員 それを国・県・町の行政がそれらの推移をきちっと確認していくという、そういうシステムにはなっておるのでしょうか。

まちづくり課長 今まで議員がご心配されております有害物資の廃棄につきまして、一番問題とされていましてのが、そのパネルに含まれている物質などの情報が産廃処理業者に正確に伝わっていないというような実態があったようでございます。そういった報告を受けまして、今現在はそのパネルメーカー、製作するパネルメーカーと廃棄処理業者の間におけます情報を共有するためのガイドラインの実施を徹底することが今、国のほうでプランとして進められております。

小林 博議員 今話を聞いておりますと、今ようやく国のほうで対策を考え出したというふうな段階のようであります。ネット等でいろいろ見てみましても、それらの点が非常に心配をされ、課題とされておるようであります。福崎町でも福崎町の自然と環境を守っていくために、町当局のその面での研究を求めておきたいと思っております。

さて、大型施設等の設置がどんどんと進められていくのでありますが、その設置者の権利とか義務とか、それらは電気料金や売電システムの上でもどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

まちづくり課長 ご質問でございますが、売電をする事業者が受ける再生可能エネルギー発電促進賦課金というものがございます。それについてご説明させていただきます。

これは固定価格買い取り制度、FIT、エフアイティーと呼ばれているものでございますが、こちらは、この固定価格買い取り制度で買い取られます再生可能エネルギー電気料金、その買い取りに要した費用の一部を電気の使用量、電気を使う方から広く集めることによって賄われるためのシステムとなっております。この再生可能エネルギーで発電されました電気は日々使う電気の一部として一般的に供用されておりますので、その費用の一部につきましては、毎月の電気料金として使用者が支払うもの、そういう制度でございます。

参考でございますが、この再生可能エネルギー発電促進賦課金、これは自身がそれぞれ使用しました電気料に2.95円を掛けたもの、それと通常の電気料金を加えたものが一般的に各家庭等で支払われている毎月の支払料金というふうになっております。

小林 博議員 私の家でも月によって違うわけですが、この8月の使用料金票を見ますと、大

体その分が約1,000円前後、8月に引かれておるなということを改めて切符を見て確認をしたわけでありまして。その意味から言いますと、役場が支払われております電気料の中にも、随分とこの自然エネルギーの賦課金を役場も払っておるんじゃないかと思うんですが、そういう確認がもしできとったら出納室でもお聞きをしたいんですが、わからなかったら結構です。

町長 済みません。その金額まではきちっとは確認できていないんですけれども、私もその電気料金を見たときに、今、福崎町の電気は関電さんをお願いしております。新電力さんとも一時、契約しとったときもあるんですけれども、実は関電さんがすごく安くしますというようなことで、随意契約していただければ安くしますということで来られました。いろいろ協議している中で、やはり関西電力さんの資力・信用というのは一番高いということもありますし、安くしていただけるといところで、そしたらこれで行きましょうという話をまずさせていただきました。その後、この買い取り制度の賦課金がかかってきたわけですね。結局見ますと、安くしていただいたんですけども、その賦課金が高くなったもんで、前と変わらんぐらいになったというようなことがありまして、私自身ちょっと驚いたことを覚えております。けれども、この促進賦課金につきましては、これはどこの電力会社と契約しましてもかかってくるものでございますので、やむを得ないなということは思っておるんですが、これを役場も負担しておりますし、一般家庭の皆さんも負担されているということはもう重々承知しておりますし、これがだんだん高くなっているなど、困ったことやなというような思いで見させていただいております。

小林 博議員 今日はこの賦課金の是非についてはなしに、我々個人としても払っているし、役場としてもかなりの金額を払っておるということは確認されたわけですね。ですから、今から質問する部分について、行政もちゃんと自然エネルギーの賦課金を払って、それが太陽光発電の業者のところに行くわけでしょう、お金がね。ですから、住民も役場もちゃんと業者に対する点検・指導をする権利を持っておるんじゃないかということが言いたいということです。その点について確認をして、次に移りたいと思います。

さて、具体的に、1年前から福崎・高岡地区の矢口での大規模発電の計画の問題を質問させていただいております。以降、京電という会社は変わらないにしても、具体的に、ここで事業をやる会社が変わったりしていくという報告を受けておりますが、現況、設置計画はどのように進んでおるのか、そうして、また、その工程はどんなふうになっておるのかについて答弁を求めます。

まちづくり課長 前回の6月議会でもご答弁させていただいておりますので、その後の新たな動きにつきましてご説明させていただきます。

まず、7月11日でございますが、神谷公民館におきまして、神谷区、長野区の両役員様への計画説明が開催され、その時点での計画内容でありますとか、概略の工程について説明がなされました。このときに地元区より、事業予定地から出た排水は普通河川、大内川から七種川へと排水されるわけですが、その際、その排出により、一番水路が弱いところ、ネックポイント、阻害ポイントですが、その場所はどこであるかとかの説明でありますとか、例えばほかの地域、この京電などは全国的に展開されているわけですが、その他の地域において説明会で出された質疑書等の提出を求められております。

それを踏まえまして、9月12日に再度、神谷・長野区役員に対して説明会が開催されております。ただ、その説明会におきましても、地区役員の方々の理解を得るには不十分といったような結果となっております。今度は11月に、

再度この両役員に対しての説明会を開催する予定となっております。

今後の具体的な動きでございますが、11月の役員説明会で仮に理解を得られましたら、その後、神谷区、長野区におきまして、両地区の住民さんに対しての説明会を開催していきたいというふうに言われております。なお、この住民説明会には役員の説明だけで済むものもあれば、やはり許認可、例えばため池があるわけですが、そこへの排水の許可等も、地元区の許可といいますか、同意が必要となってくるものもあるということでございますので、今後も事業の申請、申請をしながらではございますが、並行して、そういった説明会を開催させていただきたいということでございます。

その後でございますが、まだ未取得、福崎財産区の所有地がございます。財産区との協議もまだ進んでおりませんので、その説明会が終わりました後、こういった協議がなされるものと考えております。

設置計画とか防災対応でございますが、現計画も説明会をするたびに若干変わってきたりもしておりますので、まだまだ確定には至っていないというふうに考えております。

以上です。

議 長 一般質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。
再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。

小林 博議員 アセスメントなどはやられるのでしょうか。

まちづくり課長 こちらにつきましては、国のほうで今検討中というふうにお聞きしております。

小林 博議員 47ヘクタールといいますと非常に大きな面積で、福崎町でいいますと、隣にあるゴルフ場の総面積の約半分に近い面積ということでございますが、福崎町では今までにない大型の施設であり、防災対策等の問題を非常に心配しておられるわけでありまして、お聞きを何回もするわけでありまして、

工程表からいえば、もう既に9月も終わりになっておりますので、開発図書の作成とか、基本設計等が終わっておるところということになっており、動植物調査やら、あるいはボーリングの地質調査等々は既に終わっておるといふような工程であります。これらのデータは町に届いておるのでしょうか。

まちづくり課長 おっしゃられますように、ボーリングによる地質調査、それから動植物の調査は、事業者においては終わられております。ただ、町のほうにはまだ何も申請は出てきておりません。先ほど申しました地区の説明会に町職員も出席させていただきまして、それらの情報を収集している、そういった状況でございます。

小林 博議員 地元さえ納得をすればいいとゆうたら、地元抜きにはできませんけれども、これは尊重しなければなりません。同時に行政機関がしっかりと最初からタッチをしていくということも必要ではないかというふうに思うんです。まず地元が了解をして、それで終わってしまつて、あとずるずると進んでいくということになりますと、後の心配ということが出てまいります。

これまでの議論の中でお聞きをしておりますと、雨については30年確率というふうに言われております。ところが、この間、12日降った雨では2時間で

90ミリやっただんですかね、そんな雨でしたね。そういうことですから大変でありまして、いつも大内川については、雨が降るたびにどこかが決壊するという、そんな川を控えてのことでもありますので、なおさらの心配であります。

県条例によって、これだけ大きな規模の発電計画になりますと、使える部分と使えない部分というのはあるのかもしれませんが、50ヘクタールをわってあるので県条例の規制にはかからないということなのかもしれませんが、どれだけの面積を削ってやるのか。あるいは、動かす土量はどれくらいなのか、説明ではどんなふうになっておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 7月と9月におきます地元説明会に私も参加をさせていただきました。その場におきまして、そういった切り土でありますとか、土量の話は出ております。基本的には持ち出しはなく、この事業区域内で切り土した土は盛り土で使うというお話でございました。

ただ、今現在、土量の数でありますとか、推定では出されておりますが、正式なものというふうには町のほうもまだ理解しておりませんし、県のほうにも、今、この矢口の大型開発の状況をお聞きしました。それによりますと、やはり議員おっしゃられましたように、非常に大きな開発区域であることや、また、尾根を切りまして沢を埋めるような、そういった非常に複雑な工事でもあることから、ハードルと申しますか、申請に対しての熟度はまだまだ低いというほうで、県は申請が来たという認識はまだ持っておられません。事前の調整もまだだと、そういった状況でおられます。ただ、お電話等ではそういった質問があったというふうにはお聞きしております。

小林 博議員 非常に大きな土量を動かすことになるだろうというふうに思います。その面ではさまざまな心配をしなければなりません、何をおいてもまず防災対策というのは重要であります。積極的に県・町の関与が必要ではないかというふうに思っておるところであります。

次に、前からお聞きをしております西治の北ノ岡の施設についても、矢口ほど大規模な施設ではないにしても、排水路の問題でありますとか、さまざまな対策についての問題が残されておりました。この8月の初めにも、敷地内で切った竹を、北ノ岡の住宅下の擁壁の下の土を掘って、そこへ竹を埋め込もうとするなど、周辺住民の不安を増幅しております。当局も即対応はしていただいたようではありますが、このようなことが自然エネルギーの太陽光ということをもとにしてやられるということは遺憾であります。したがって、この西治北ノ岡の問題の処理についてはどのように対応をしておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 小林議員おっしゃられますように、6月の答弁の中でも、非常に町としても遺憾であるという答弁をさせていただいていると思います。6月の答弁でもご説明させていただいておりますので、こちらにつきましても、その後の新しい動き等についてご説明させていただきます。

6月議会以降、6月20日に新たな工程表の提出を受けております。その中では、雑木の処理につきましては7月23日、水路工につきましては、8月7日までに完工するとの報告でございました。しかしながら、ご承知のとおり、その期限までに約束事について履行はなされておられません。途中、役場の担当課といたしましても、何度か現地確認を行っております。その際には、作業員が実際に作業をしておられた日もありました。役場は現地が進むのを十分に期待しておりましたが、期限が来ても何ら変わっていないという状況でございました。地元に対しても非常に多大なご迷惑をおかけしていることもありまして、

町として、8月中に撤去できていなければ、文書で指導の上、経産省及び県に対して、情報提供としてその旨の報告を行うことを検討していますということをお伝えさせていただいています。

8月末になりましても状況が変わっていなかったことから、早急に履行されなければ勧告を行いますと、それとともに、経産省、県に対しても通報するとの内容で、今回は事業主と、それから、代理人であります施工業者に対して指導文書を発送しました。あわせまして、経産省及び県に対してもその情報提供を行っております。

その後、事業主から連絡がございまして、速やかに現場に着手し、10月12日までには必ず水路工を完工するので、勧告文の提出は猶予できないかということでございました。その際には、10月12日までに全ての作業について完工するといった旨の文書の提出もございました。

現在の状況でございますが、9月18日より雑木の除去作業に入っております。昨日ですが、確認しましたところ、今、小林議員がおっしゃられました箇所の雑木の除去については完了いたしまして、水路工についての準備作業といえますか、そういったものを現在進めております。

今後は、引き続き順次作業を進めていくというふうにお聞きしておりますが、今までの経緯もございまして、現地での作業状況を十分に注視しながら、完工するまでの監視といえますか、そういった指導につきましては、続けていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 この西治北ノ岡につきましては、県の開発とか設置に関する許可をしっかりと受けない中で、次々と工事を何回となく先行させて、そのたびに中止を言い渡されるといふようなことを繰り返してきたところでありまして、こうした後の処理についても、なかなか約束が守られていないということでもあります。電気の買い取り許可をやめさせるぐらいのそういうことがあってもよいのではないかと。先ほど言いましたように、我々も自然エネルギー分負担しているし、町も出しとるんですね。私でも月1,000円から出しとるわけですからね。それを見て、これは声を大きくして、一層言わないかなというふうに思った次第でありますけれども、町はたくさん払っとるわけですから、頑張っって指導をやってください。そして、住民に迷惑がかからないようにさせてください。この程度の太陽光の監督ができないで、矢口の大規模な、47ヘクタールにも上るような、これが対応できるはずがないというふうになるわけでありまして、ぜひよろしく願いいたします。

次に、鳥獣被害の問題に移ります。

この夏は、私は旧福崎地域で、かなり広範囲に各所でイノシシが出て大変だと、イノシシの被害というのをたくさん聞きました。これはもう高岡方面から西治、西谷、高橋方面も含めて、かなり広範囲にイノシシという問題を聞いたわけですが、最近の鳥獣被害についてどんな状況か、お聞かせいただきたいと思います。

農林振興課長 近年の被害状況ですけれども、中播農業共済に届けられた情報によりますと、平成28年度は被害面積が3.3ヘクタールで、金額にしますと170万円、平成29年度は面積4.8ヘクタールで220万円、平成30年度は被害面積2.5ヘクタールに対して290万円となっていました。しかしながら、これは農業共済に届けられたものだけですので、実際の被害はもっと多い被害があるというふうに考えております。今年、令和元年度ですけれども、被害金額はまだ未算定ですが、7月末現在で3.4ヘクタールの被害面積となっております。

す。

また、地元集落からの駆除の依頼につきましては、平成28年度が33件、平成29年度が25件、平成30年度が43件で、今年度8月末ですけれども、36件の駆除依頼となっております。

以上です。

小林 博議員 それで、対策と効果という点についてはどうなんでしょうか。

農林振興課長 福崎町では、鳥獣被害防止計画というものを3年ごとに見直しをしております。平成30年度に平成31年から平成33年度を期間として作成しました。主として、この計画に基づいて対策を行っております。

主な点につきましては、平成29年度被害額の3割減を目標値としまして、200万円から150万円にしましょうと。それから、安定した捕獲計画としまして、シカを80頭、イノシシ100頭、アライグマ、ヌートリアは40頭というふうにしております。また、防護柵につきましては、集落等の要望結果に基づいて計画的に設置することとしております。それから、新しくアナグマとハクビシンについても言及させていただきまして、有害動物の確認によりまして、駆除の許可の可能性を記入しております。

平成30年につきましては、大型のわなを15基から20基を増やして活動を行いました。わなによる捕獲数は、平成29年はシカ8頭、イノシシ82頭であったところ、平成30年はシカ8頭、59頭でした。捕獲数につきましては、年により浮き沈みがあるというふう聞いておまして、わなを増やしたからといって、そのまま成果にあらわれるものではないというふうに猟友会の担当からも聞いております。令和元年8月末現在でわなによる成果は、シカ4頭、イノシシ40頭となっております。

銃につきましては、平成29年度、シカ63頭、イノシシ9頭、平成30年度、シカ56頭、イノシシ6頭、令和元年度8月末でシカ27頭、イノシシ6頭となっております。

令和元年度の新しい取り組みとしてのハクビシンとアナグマですけれども、8月末でハクビシンが8頭、アナグマ7頭を捕獲しております。そのほか、集落ぐるみで獣害対策の取り組みが効果を発揮するという事で、兵庫県が推奨しておりますストップ・ザ・獣害対策の案内とかも集落のほうに通知しておまして、令和2年度に向けて、手を挙げていただけないかなというふうな要望を受け付けております。

以上です。

小林 博議員 この鳥獣被害対策というのは、基本的な問題は、日本の農業やら、あるいは林業をどうするか、あるいは日本全体の人口政策やら、まちづくりをどうするかという、経済政策をどうするかということに突き詰めればかかってくる大変な問題であろうとは思いますが、しかし住んでおる者として、その被害は大変深刻であります。一生懸命育てたものを一夜にしてやられてしまうというふうな状況ですね。夜どころか、このごろは昼でもイノシシが家族連れで歩いているというふうな、そんな話も聞くわけでありまして、大変深刻な状況になっておると思います。

行政の取り組み等の施策については、いろいろ表にも示して勉強もさせてもらっておるところでありますけれども、この決算報告書の209ページに出ております数値を見ますと、平成30年度はぐっと下がっております。1年ごとのような数字もありますが、平成30年度は下がっております。この対策で猟友会に負うところは非常に大きいと思うのですが、猟友会との関係について、その

委託方式といいますか、それらが近年変わったように思うのですが、それらが影響していないのかどうか、その点についてもちょっと心配しておるんですが、どうでしょうか。

農林振興課長 シカの銃の猟につきましては、猟友会への委託方式が平成29年度から変わっております。以前は日当制としまして、猟友会のメンバーが出ていただいたら、1日4,800円と、1頭とられると2,500円というような方式でございました。平成29年度からは頭数制ということで、1頭当たり2万4,000円を出しますということでどうでしょうかということで、近隣の市町の動向も踏まえながら猟友会の方と話をさせていただきまして、それでやってみようやないかということで取り組んでおります。平成28年度に比べまして平成29年度、銃猟につきましては、42頭からかなり増えております。頭数制にさせていただきまして。ですから、一定の効果は上がっているというふうに私のほうでは考えております。ところが、今年度につきましては、夏、天候とかそういった関係もありまして、なかなか活動をしている割に成果が上がらないというようなことも聞いておりまして、実際にかかった経費につきましては、ある程度聞き取りをしまして、その分については単費のほうで毎年30万円を払っている上に考えられないかなということで今検討しているところであります。

小林 博議員 毎年の違いというのは当然あると思うのですが、この決算報告書の資料で見ますと、平成30年度の数字が下がっておるので大変心配をしておるところであります。ここに記述をしておるものでも、高齢化により実働人員が減少しつつあり等々書いてあるわけでありまして、その面からも、この成果方式というのは考え直す必要もあるのではないかと思うんですね。福崎町のように面積が非常に小さく、住民生活との関係が深いところ、住民の住んでおるところで鳥獣被害が出てくると、鳥獣が出てくるということになるところでありますので、そういう面では銃も使いにくいし、大変な人力も要するというところになると思うんですね。そんな意味で、この成果方式に偏るといのは改められてはどうかと思っておりますが、改めて見解をお伺いいたします。

農林振興課長 平成28年度にお話をさせてもらって、平成29年度、平成30年度、それなりに銃の個体群の管理ということで、それまで、平成26年が23頭、平成27年が22頭、平成28年が25頭であったのが、平成29年は63頭、平成30年が56頭と、成果がかなり上がっております。ということもありまして、今年度は天候とかそういったこともありますけれども、今のところはこの方式を続けたいなというふうには思っております。

小林 博議員 成果があろうがなかろうが、ただ追っ払うことになるだけとか、出勤が増えても成果が上がらなければ費用にならない。あるいは、ガソリン代も経費は同じだけ要るわけですから、そういう面では、基本料をもう少し増やすということも含めて、実情に合ったように考え直すべきではないかというふうに意見を述べておきます。

さて、この被害対策として、防護柵の設置も大分進んできたように思うのですが、これらの施設の維持管理については、草がまいたり、あるいは穴があいたり、いろいろあると思うのですが、これらの維持管理についてはどのような対応があるのでしょうか。行政の援助というものはあるのでしょうか。

農林振興課長 防護柵の維持につきましては、農地多面的機能支払交付金事業の対象となりますので、その分でお支払いをしている集落もあるというふうに聞いております。

小林 博議員 あくまで、それは各集落の自主性に任されておるといことですか。町が積極的に、この防護柵、せっかくつくった柵を、しっかりと効果が発揮できるよう

に維持管理していくように町も見守っていこう、あるいはかかわっていこうという、そういう姿勢はないんでしょうか。

農林振興課長 獣害対策の基本としましては、いろいろございます。まず、餌ですね。餌場をなくすことが肝心です。人間にとって無害、全然有用じゃないものにつきましても、動物にとってはいい餌になりますので、一度餌の味を覚えてしまいますと、動物も農地、民家近くまで出てくるようになってきます。それから、ひそみ地っていうんですかね、居心地を悪くするというところで、動物から人間が見える、人間から動物が見えるような環境にすることも大切です。それから、先ほど言われました防護柵ですね。柵で囲むことも効果が上がります。それから、動物が見ますと人間は怖いもんやなということで恐怖を覚えさすように追い払い、そういったことも必要になってまいります。それにあわせて猟友会等の捕獲、そういった5つの方策があるのを、集落に合ったような形で取り組むのが一番効果が上がるというふうに聞いております。ですから、集落でそういった全体で取り組むような事業について紹介もさせていただいておりますし、町の農林振興課の窓口にも、イノシシ、シカ、アライグマの対策のパンフレット等も置いております。また、農業関係者っていうんですか、農業委員会、それから農会長会、それから集落営農のそういった研修の中でも、動物対策の県の野生動物森林センターのほうから講師を招いて研修なんかをやったりとかもしております。

小林 博議員 集落という言葉が出てきましたが、集落で対応するというのは非常に重要なことであるし、効果も上がりやすいというふうに思うのですが、この議会でも時々出ておるのですが、個人のそうした対策についても何らかの補助が考えられてもよいのではないかとというふうに私も被害の実態を聞きながら思うわけでありまして、それらの検討を改めて求めておきたいと思っております。

全体として、この鳥獣対策に引き続き総合的な観点、あるいは個々の具体的な施策についても効果が上がるような、常に見直し・改善がされていくようお願いをしたいというふうに要望して、次に移りたいと思っております。

3番目に、社会教育施設の充実についてということで上げさせていただいております。

社会教育という観点は非常に幅広い、住民生活の中で役割を果たすようになってまいりました。そういう意味から、これらの施設の充実と運用については、常に町民の声に耳を傾けていくということが重要であろうというふうに思うわけでありまして。

そこで、スポーツ公園について、まずお伺いをしたいと思うのでありますが、多くの方の利用もあるわけでありまして、具体的に、観戦用のベンチの増設等の声を聞いております。また、維持管理についても、公園を毎朝散歩されておる方などが、花壇をつくって花を植えれば私が世話をしますよとか、そういった協力の申し出もあるわけなんですけど、こうした声に応えていくような形でのスポーツ公園の施設管理というのはどのように考えておられるでしょうか。

社会教育課長 まず、スポーツ公園についてでございますが、現在、芝生での観戦と、一般観戦用のベンチを設置しております。観戦用ベンチは、現状では1塁側・3塁側に既設のベンチ4基ずつ置いておまして、そのほかは芝生の上に座って観戦していただくようになっております。仮に1塁・3塁側に現状と同じベンチを増設した場合の見積もりをとりましたところ、少し工事額が高額となりましたので、もう少し工法、また観戦者の利用状況も見させていただきまして、検討させていただきたいと思っております。

それと花壇の設置とおっしゃられましたところは、グラウンドの南側のちょっと広い場所だと思うんですが、その場所につきましては、そちらのほうに遊具を設置してくれだとかいうお声も聞いたことはございますが、そちらもちょっと高額になりますので、花壇を見ていただけるという声があるのでございましたら、花壇の整備はさせていただきたいと考えております。

小林 博議員 芝生に座ってですが、芝生がかなり角度があるものですから、ゆっくり座っておれないと、滑ってしまうというふうなこととか、ぬれておれば座れないとか、そういうことで、後ろのフェンスに立ってもたれてということが多いわけですね。そういう意味から求められております。高額になるかならないかということをして別にして、その検討は急がれるべきだというふうに思うわけでありませう。

また、花壇等の維持管理等についても、声がありましたらって、今までも何年も前から声を届けるとし、直接その方が担当者の管理人に声を出しとるじゃないですか。それを、ありましたらでは困るんですよ。今まで聞いた声は、住民が届けた声はどこいってしまったんですか、ということになるんですよ。

社会教育課長 以前、その場所につきましては、花壇にしておきまして、そのときに管理していただいていた人がおったわけでございますが、獣害で全てやられてしましまして、もう管理はできないとそちらの方に断られたという経緯がございまして、今現在、普通の土の状態に戻しているものでございます。

小林 博議員 いろんな経過があったようではありますが、草ぼうぼうでほったらかして、見苦しいことになっているというような状態は避けていただいて、その土地の有効な活用も含めて考えていただけたらと思うわけでありませう。常に利用者の声も生かして、協力が得られやすい対応が要するというふうに思います。

それから、体育館についての考え方はどうなんでしょうか。あれはあのまま、いつまで使うのか、どうするのかについてお伺いいたします。

社会教育課長 第2体育館につきましては、利用率が高いわけではございませんが、総維持管理費に困るような状態でもございませう。今後、大規模な修繕が必要な状態を迎えましては存続・廃止の検討も必要かと思ひますが、当面現状のまま利用していきたいと考えております。

小林 博議員 その際、安全対策については問題はないんでしょうか。

社会教育課長 安全対策と言われまして、耐震工事ができていない状態でございますので、管理ができていないと言われたら答弁に困るんですが、現状、今のままで使用していきたいと考えております。

小林 博議員 今のままでということですが、デッドスペース、死んでしまったスペースが物置のようになって、若干見苦しいかなと思ひますが、そういうスペースもあるわけでありまして、使うなら使うらしく、もう少し管理を要することが要するというふうに思ひます。これはその程度にとどめておきたいと思ひます。

次に、さるびあドームについてであります。これがもう何年か稼働してまいりました。そこで具体的に意見を聞きたいのは、予約方式についてであります。内容によっては1年前から申し込めたり、あるいは町民が申し込もうとすれば3カ月とか2カ月前とかそういうふうなことになっておるといふふうなことでありまして、営利活動優先の町外からの予約が非常にやりやすいようになって、住民の利用は具体的に狭められてくるという実態があるといふふうな思ひますが、そういう苦情も聞くし、私もそう思ひますが、この予約方式についての再検討をする時期に来ておるといふふうな思ひますが、どうでしょうか。

社会教育課長 さるびあドームの予約の制度でございますが、現在、営利利用は1年前から、各種大会は6カ月前から、町内の団体・個人は3カ月前から、町外の団体・個

人は2カ月前から予約を受け付けている状態でございます。

小林 博議員 そんなことを聞いとんとちゃうんです。その上に立って、弊害が出てきておるから見直すべきではないかということ聞いたわけです。それに対する答えをくださいよ。

社会教育課長 議員おっしゃいますように、営利目的の利用が増えてきておりまして、それに伴いまして、図書館利用者や近隣住民からの苦情が増えてきている現状もございます。利用が増えているのはありがたいことなのですが、予約期間の変更も含めまして、今後の課題と考えております。

小林 博議員 課題とするんですが、今後の課題といえは、いつまでの課題なのか。来年度からの改変を目指すのか、ということでありまして12月議会にかけようとかということにならなきゃならんし、条例改正じゃなくても規則だけでできるなら飛び込みでできると思いますが、周知期間も要りますので、いつごろを目標にするという目標年次というのは出せないわけですか。今後の課題とさせていただきますというたら、永遠の課題みたいになってしまいますから。

教 育 長 できうれば2年以内には新しい予約の方法を出していきたい。できれば、来年の4月から実施できればさらによしと、こういうふうに思っております。

小林 博議員 私は、住民の方々が申し込もうとすれば、使おうと思えば、既にもう1年も前から押さえられているという、金さえ払えば先に押さえられてしまっておるので、町民の利用という設置の目的から照らしておかしいのではないかという声を聞いて、この質問に立っております。したがって、ちゃんとした対応をしていただきたいと思っております。

次に、ここでの遊具施設が狭いということも言っております。前町長が、これについてはぜひ広げるようにしていきたいという答えがあったわけですが、それについての検討はどのように進んでおるのでしょうか。

社会教育課長 さるびあドーム横の遊具広場を多くの方が利用していただいているのは確認しております。現在の遊具広場は、狭い場所ではありますが、3歳児までの方の利用が多く、この大きさがよいとの意見も、また、近くにトイレがあるので非常に便利であるとの意見も聞いております。図書館に近いため、あわせて利用される方もおられますので、場所を変えるとかえって不便になるという可能性もございます。要望によりまして、日よけの設置ですとか、遊具の増設は行っております。今のところ、広場の移転拡充につきましては、検討は進んでおりません。

小林 博議員 済みません。一番最後のところの語尾が聞き取れませんでした。進んでおりませんか、進んでおりますなのか。

社会教育課長 進んでおりません。

小林 博議員 施設の面積が限られておるものですから、遊具が増えれば増えるだけ、狭くて危険性も増すということになるわけでありまして、ぜひこの検討は要るということ改めて申し述べておきたいと思っております。またお聞きをします。

社会教育施設の最後に、非常に要望が強いものとして温水プールの問題があるのですが、町当局はどのように考えられておるのでしょうか。住民は、近隣市町にもあるわけですから、福崎町でも建設、維持は十分可能だろうというふうに言われるわけでありまして。そんな意味で、当局がどんなふう考えておられるのか。もし福崎町で建設をすれば、建設費や維持費はどうなのかというふうなところまで含めて考えられておるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

社会教育課長 3月議会で回答いたしましたとおり、新たな温水プールを建設することは難し

いのが現状でございます。福崎町の周辺には、香寺町、夢前町、加西市にプールの施設があるため、早急な対策が必要とは認識しておりません。

建築費につきましては、お調べはしております。神河町の例でございますが、平成4年に完成した神河町の25メートルプールの掛ける6のコースがあるんですが、そちらで約5億円の建設費がかかっております。また、年間のランニングコストも5,000万円ほどの費用がかかるということで、早急な実現は難しいかと考えております。

小林 博議員 建設ということが一番望ましいと思うんですね。今、ほんとに高齢化社会になりまして、足や腰が悪くなって、あとリハビリのためとか、あるいは子どもたちのスポーツのためとか、いろんな立場から温水プールというのは利用されております。そんな意味で、この課題を町はもう検討しない、福崎町はこれを検討しないというのはならないと思うんですよ。だから、町営で建設をするのか、かつては大学のプールが開放されておりましたので、町民も多くの方々が利用されておりましたが、そうしたことも含めて、福崎町として何らかの方式を考えるべきではないのかと。住民勝手に、それぞれ好き勝手に、隣の香寺やら夢前でもらい風呂してくれてくれというふうな、それではちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけどね、どうですか。

町 長 現在、この周辺市町の中では広域連携ということがよく言われております。それが大事なんだろうなというふうに私もそのように思っております。ですから、広域でやるべき事業につきましては、広域という観点を持っていくというやり方を進める必要があるんじゃないかというふうに思っております。ご質問の温水プールにつきましては、聞くところによりますと、10万人ぐらいの人口規模がないとなかなか運営は難しいというようなことも聞いておりますし、今課長が申しましたように、周辺には温水プールがあるまちがございます。ですから、そういったところも活用していただくということも大事なことなんだろうというふうに思っております。福崎町でできればそれにこしたことはないんですけども、福崎町には優先度の高い他の事業もたくさん控えておりますので、私の中では優先度は低いほうに入るところでございます。

小林 博議員 かつて大学のプールが使われていたということと述べましたけれども、近隣なり、あるいはそうした民間の施設等も含めて、町としての何らかの位置づけがあってもよいのではないかと思うんですね。先ほど広域ということをおっしゃったけれど、町民が自由勝手にどこでも行ってきてくれというのではなしに、福崎町としての何らかの位置づけがあってもいいのではないかと思います。その点についてはどうでしょうか。

町 長 8市8町によります播磨連携中枢都市圏なんかの連携事業というのがありますので、そういったところで、福崎町民が使いやすいようなことができないのかというような検討も今後していけたらなというふうに今は思っております。

小林 博議員 さまざまな検討をしていただきたいと思います。

次に、防災対策ということで上げさせていただいておりますが、歩行者の安全確保ということで、主要幹線道路の歩行者通行枠の確保、今年の当初予算のときの所信表明ではグリーンベルトの確保などということもわざわざ言われておったわけでありまして、これらについて、改めてその必要性を認識しておりますので、当局の取り組みを求めたいと思います。

まちづくり課長 一般的に道路の歩行者通行枠と申しますと、歩道設置でありますとか、幅広路肩の確保等になってくると思われます。こちらにつきましては、通学路の安全対策といった観点からも同様のご要望について多く伺っている状況でござい

ます。しかしながら、実際にこの歩道設置でありますとか、幅広路肩を確保していくには用地の確保といった大きな課題が残っております。また、道路や路肩に並行している水路、こちらに蓋がけをすることによりまして、幅広路肩の確保につながるといった状況もございますが、こちらにつきましても、その工事費について課題が残ってまいります。集落からのご要望に対し、そのような水路の蓋がけといった工事も実施はしておりますが、要望件数に対して、まだまだ数少ない対応となっております。

今後は、グリーンベルトといたしました比較的簡易に対応できるものや、用地や工事費といった課題が解消できる箇所から取り組んでいけたらというふうを考えております。あわせまして、県のほうにも同様の要望について続けてまいりたいというふうを考えております。

小林 博議員 ぜひそういう姿勢で、各住民要望に臨んでいただきたいと思っております。

次に、信号についてお伺いいたしますが、新神崎橋西の交差点の信号に東西方向からの右折信号が欲しいという声がございます。あるいは、駅前に信号設置の声は非常に強く聞くわけですが、これらについての現状について答えをいただきたいと思っております。

住民生活課長 福崎大橋西交差点におきます東西方向の右折信号でございますが、警察のほうに確認をいたしますと、要望をいただいた後に福崎警察署から県警本部に依頼をしまして、交通量調査や現地の状況などを見まして、設置について判断をすることによって聞いておりますので、こちらのほうについては要望のほうをさせていただきたいというふうには考えております。

福崎駅前の信号機の設置についてですが、1月の民生活まちづくり常任委員会のほうでも報告をさせていただきましたが、ピーク時の1時間当たりの交通量の基準がございまして、現在の交通量では信号機の設置の基準を満たしていないというところがございます。県下での信号機の設置の件数も年間わずかというところでもございまして、難しい状況だということでは変わっていないところではございます。今後も状況の変化を見ながら、引き続き要望をしていきたいというふうには考えております。

小林 博議員 いずれも重要な課題でありますので、よろしくお願いをしたいと思っております。駅前については、新しい駅前になって非常に注目が高まっておるときだけに、この信号設置というのは悲鳴に近い声を聞いておるところでありますので、真剣な取り組みを町長先頭にお願いをしたいと思っております。駅前の信号については、町長一言ありませんか。

町 長 この件につきましても、橋本前町長、大変努力をされてまいりました。その結果、今、住民生活課長が申し上げたような状況にあるんですけども、私も先頭に立って、この件については頑張っていきたいというふうに思っております。

小林 博議員 我々もできる立場から頑張りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

救急車についてお伺いをいたしますが、救急車の配備や職員体制について、中播消防署はどのようになっておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。その際、国の基準に対して、職員の充足率の確認でありますとか、それらについてお伺いをしたいと思うんです。まちの中でも、中播消防には救急車が2台置いてあるんですけども、1台しか動いていない、人が少ないのではないかと、そんな声が言われておるところでありまして、お聞きをするわけでありまして、よろしくお願いをいたします。

住民生活課長 中播消防署のほうに確認いたしますと、救急車などの車両の配備や人員配置の

努力目標ということであるらしいんですけども、消防庁が定めております消防力の整備指針というものがあるということでございますが、全国的に見ましても、指針のとおり車両・人員を配置できている消防本部は少ないのではないかとこのようなことでございます。救急車の場合、隊員等の搭乗が3人以上ということで法律で定められている部分もございまして、こういったものについては守らなければならないというところではございます。しかしながら、そういう人員配置につきましても、この整備方針を目標にしまして、各消防本部のほうで配置を決められているというところではございます。

それから、救急車のほうの、2台あって1台しか動いていないのではないかとこのところではございますけども、こちらにつきましても、1台は予備車というところであるということで、この予備車につきましても、大規模な災害時に活用するというところで主目的としては置いておられると。また、救急車の検査等がございまして、その代替というところで動かすということで、基本的に本署のほうでは1台の稼働というところで聞いております。

小林 博議員 職員の充足率等についてはどうなんでしょうか。

住民生活課長 こちらにつきましても、整備の指針から言いますと、充足はしていないというところでは聞いておるところではございますが、具体的な数字でどうこうというところまでは伺っていないところでございます。

小林 博議員 姫路市の神崎郡を含む管内全体の、と思うんですが、国の指針に基づく人数ということになりますと679人、そして、現在の人員が561人、充足率は81%というふうになっておるようであります。これは私がインターネットで、姫路市の決算の委員会の審議がひっかかってきましたので、そこで姫路市当局が決算委員会で述べておる数字であります。

姫路市の消防年報ですが、これによりまして、561人のうち、中播消防には88人ということになっております。充足率が約80%でありますから、単純にこれを100%に戻しますと、中播消防で88人が、これを0.8で割りますと110人という数字が出てきます。ですから、20人ほどの人員が不足しておるといふふうに考えられるわけでございます。そういうことが、救急車を呼んでも非常に遅いとか、どうだとか、そういうふうな状況があるものですから、町民の皆さんの中にもそういった声として、1台ずっととまりっぱなしじゃないかという、そんな声になって返ってくるわけですね。そういうことになっております。

この中播管内、特に福崎町では、危険物の工場等も非常に多いわけでありまして、そんな面での作業も要るわけでありまして、ぜひこの消防力の拡充ということになりますと、マンパワー、人的な力というのは非常に大きいものがあると思います。そういう意味から、もう姫路市に委託をしておるからということで、姫路市にお任せだけではなしに、やっぱり福崎町の希望もちゃんと述べていただくということが必要ではないかと思うんですが、そういうことはできるんでしょうか。

住民生活課長 当然、いろんな場で、中播消防なり、姫路市消防局と話をすることもございますので、そういった話をすることは可能ではございます。

小林 博議員 それには費用負担ということも当然求められてくるのかもしれませんが、そのところは福崎町の選択肢も含めて考えていただきながら、ぜひこの消防力、あるいは救急車の稼働等がスムーズにいくように求めておきたいというふうに思います。

次に、最後の駅前周辺整備の今後ということでもあります。

10月6日に完成式をやられるということで、ほぼ予定どおりに事業が進んできたということにつきましては、さまざまな関係者の協力と、そして町当局の皆さんの大変な努力があつてのことだというふうに思いまして、その面については非常に評価もし、感謝も申し上げたいというふうに思うのですが、今そういう状況の中で、商業施設の誘致やにぎわいの創出についてということでも求められておるところであります。それについては昨日も質問が出ておりましたが、ぜひ努力方を一層お願いしたいというふうに思います。そうして、観光交流センターの活用などについても、幅広く町民が使えるような、そんな運営になってほしいなというふうに思うところでもあります。

そんな立場からお伺いをするんですが、ただ単に駅前に歩いて来れる人、あるいは駅を利用する人だけではなくに、やっぱり車で駅前に来るわけですから、駐車場はどうしても必要だというふうに思うんですね。観光交流センターの活用等になりましても、そういうふうなことが言えるというふうに思います。その意味では、今、町営駐車場が30分間無料ですが、これを1時間無料にしたら、若干お茶も飲んだり、買い物もしたりというふうにとできると思うんですね。前に土山のところを視察させていただきましたが、初めは30分無料であったのを1時間無料にしたら、ぐっと利用が増えたと。1時間以上のものもあつて、かえって料金収入も増えたのではないかとというふうな話もありましたけれど、そんな立場で考えられないかと思うんですが、どうでしょうか。

技 監 福崎駅の周辺整備につきましては、おおむね完了の見通しが立ちましたが、やっぱり施設をつくただけでは人は集まってくるません。人を呼び込むための仕掛け、取り組みが必要となっております。議員ご指摘の駐車場の新たな料金設定につきましては、駅前観光交流センターや交流広場の利用促進、ひいては駅周辺の活性化、これを図る上で、1つの有効な手段と考えられます。施設供用後、利用者のニーズを踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

小林 博議員 利用者の人数が少なかったら、やっぱりこれを増やすという立場で考えたらええし、多ければ多いだけに、さらに駐車場が必要ということになると思いますので、状況を見ながらということではなしに、今の段階で考えたらよいのではないかとこのように思います。

それから、商業施設の誘致については、これは昨日答弁がありましたので、それを受けておきたいと思いますが、さらなる努力を求めておきたいというふうに思います。

交流センターの利用については、住民の意見もさまざま聞きながら、PAGEさんとの協力も含めてということになるろうと思うんですが、幅広く町民の利用ができるような取り組みにしてほしいというふうに思うんです。その辺、まとめて答弁をお願いいたします。

技 監 まず、駅前の観光交流センターの利活用につきましては、地域住民の方、観光客、学生、働く人、電車を待つ人、いろんな方が利用されます。そういった方々が気軽に利用して交流していただけるような施設運営を心がけていきたいと考えております。ですので、飲食や物販だけではなくて、例えば異業種交流会、各種セミナー、子育てイベント、地域住民のニーズも踏まえながら、いろんなイベントを企画していきたいと、このように考えております。

それと、商業施設誘致の件につきましては、昨日ご説明させていただいたとおりなんですけども、今、さまざまな課題がございます。コンビニにつきましては、たばこの販売権の問題、あとスーパーにつきましては、駐車スペースの問題など上げられますが、これ以外に、駅前のにぎわいが未知数であるというこ

とが出店をちゅうちょする要因の1つではないかと思えます。ですので、我々は商業施設の誘致に向けて今後も働きかけは行っていきますが、同時に並行しまして、駅前の魅力づくり、交流センターの利用促進を含めて取り組んでいって、まちの魅力を高め、それによって商業施設の誘致を同時に図っていきたいと、このように考えております。

小林 博議員 次に、駅田原線の計画の見直し作業の進捗と実現への目標年次ということで上げさせていただいております。尾崎町長も新しくなった駅前を生かしていくためにアクセスの問題を言われておられるわけですが、それが具体的にどのように進んでおられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

まちづくり課長 都市計画道路駅田原線の現状でございますが、現在、その計画等を変更すべく見直しの検討作業を行っているところではございますが、今後につきましては、ご説明させていただきましたように、新たなルート案の長所・短所などを整理しながら、また、市川にかかります新橋についての河川協議及び建設等についてなど、兵庫県との協議について進めていきたいと考えております。

ご質問でございます今後の見通しでございますが、今年度中には、その新橋に関しまして、市川の河川協議について行いたいというふうに考えております。都市計画決定の変更につきましては、現在の都市計画には国道312号が含まれております関係上、その変更につきましては、兵庫県決定となっております。そのような状況を踏まえますと、都市計画決定の変更は順調に進みまして、来年度の変更になるのではないかとこのように考えております。

なお、事業化につきましては、その都市計画決定の変更後となりますので、最短で再来年、令和3年度からの事業化となりまして、現在の交付金事業でいきますと、事業期間は、事業化されましてから一般的には5年間というふうに言われております。

以上です。

小林 博議員 ぜひこれらが計画どおりにいきますように、努力方をお願いしたいと思えます。

次に、駅バリアフリー化が駅周辺整備の中でも関連する事業として非常に重要な課題だというふうに思っておられるわけですが、この席でも何回となく、私を含めて質問があったと思えます。今年度予算では580万円が福崎町でも予算化をされておるところであります。乗降客数から言いますと、令和2年完成は義務というふうに認識をしてきたわけですが、この進捗状況についてお伺いいたします。

技 監 福崎駅のバリアフリー化につきましては、主な整備内容は、エレベーター2基、あと、改札からエレベーターまでのホーム上の屋根、内方線つき点字ブロック、階段の2段手すりがございます。当初計画では、今年度、詳細設計とケーブル等の移設の準備工事を行いまして、来年度、本格的な工事に着手して、来年度中に工事を完了させるということが、これは義務ではなくて、国の目標となっております。

現在の進捗ですが、国の予算がオリンピック・パラリンピック会場周辺駅に重点化されたことから、今年度は現在のところ、近畿運輸局管内全ての新規事業箇所に対し、国の予算配当はないという状況です。今後、JR・兵庫県と一丸となりまして、国への働きかけを行うなど、予算確保に努めてまいりたいと考えております。

小林 博議員 高齢化社会で、免許証を返しなさいというキャンペーンがどんどんとされております。私の家内も何年か前に免許証を返して、最近はずっとJR利用であります。そういう人たちも増えてくると思うんです。福崎の駅は、姫路へ行くに

しても、行きはよいよい帰りは何とかで、帰るときにはあの階段を上るのが大変だというふうなことです。したがって、溝口駅でおりて、そこへ迎えに来てもらうとか、そこからタクシーで帰ろうとかいうことにされておる方々もかなりあるようにお聞きをいたします。せっかく駅前が周辺整備で新しくなって、そうして公園もでき、いろいろできたわけですから、これが生かされるようにするには、駅のバリアフリーというのは非常に重要な課題だと思うんですね。そんな意味で、福崎町としての取り組みは非常に重要だと思います。今の技監の答えでしたら、これはどうなるのかなというふうに思わざるを得ません。私自身も町民の皆さんから繰り返しそういうことを聞かれるものですから、平成31年、平成32年でできますよということを繰り返し答えてきたわけでありまして。議会でもそのように言われております。今日この場で予算がついていないというふうに聞かれますと、何てことだというふうに思うんですが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

町長 私も小林議員と全く同感でございます。何てことだというのが私の思いでございます。話を聞いてみますと、国の予算が、オリンピック・パラリンピック、そちらのほうに行ってしまったということで、予算の配当が今のところないということだというふうに私も聞いたんですけども、今後、補正予算とか、いろんな面でいろいろ要望、また、福知山鉄道管理局への市町の要望もありますので、いろんな機会を捉まえまして、このことについては強く要望してまいりたいと思います。

小林 博議員 そういうことであるなら、議会としての意見書とか決議文とかいうふうなことも用意をすればよかったんだというふうに思ったりもするわけですが、今お聞きをして、びっくりをするわけでありまして。技監、これのポイントは、JRに問題があるんですか、国のほうですか。

技監 国にあります。JRも今年度、JR西日本管内50以上の駅舎の事業化を準備しておりました。予算計上もしております。それに関連する県・市町、これらも三位一体の事業ですから、準備しております。今、国のほうから予算がゼロということになっておりますので、これは明らかに国の対応となります。ですので、令和2年度までに完了させますというのは、国のバリアフリー法に基づく基本方針の国の目標ですから、これは責任を持って対応していただく必要があると考えておりますので、先ほど町長が申し上げましたとおり、県・町・JR一丸となりまして、国に対して、予算化の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

小林 博議員 それでは、福崎駅の待合室の関係は、これはもうJRの責任ですか。これはやられるということですか。

技監 現在、待合室の整備、JR独自でやられております。これは国の事業ということではなくて、JRの取り組みとなっております。

小林 博議員 ほんとにこの福崎駅前周辺整備に、町としても、議会としても、住民の皆さん方としても、非常に努力をしてきたわけでありまして、これらが生かされていくように、ぜひ強い取り組みを求めておきたいと思っております。そして目標どおりに、令和2年にはバリアフリーが完成するように努力をしていただきたいと思いますというふうに思うわけでありまして。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会5日目は、明日9月27日金曜日、午前9時30分から再開いたし

ます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 11時55分